

**ATSUGI**

定 款

アツギ株式会社

# アツギ株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、アツギ株式会社と称する。

英文では、ATSUGI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成繊維等の製造、加工、売買及び輸出入
2. 衣料用等繊維製品の製造、売買及び輸出入
3. 衣料用品、靴、服飾雑貨品、日用雑貨品、化粧品、食料品等の小売業
4. 印刷業及び製袋業
5. 繊維機械等の製造、改造、修理、売買及び輸出入
6. 各種繊維製品等の陳列器材の製造及び売買
7. 住宅の建設及び売買
8. 倉庫業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
10. 住宅地、工業用地等の開発、造成及び売買
11. 医療福祉用のポータブルトイレ及び風呂用昇降機等の介護用品の製造、売買及び輸出入
12. 医療機器の製造、売買及び輸出入
13. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
14. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
15. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
16. 発電及び電気の供給、販売
17. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社の本店は、神奈川県海老名市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりおこなう。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,910万3,900株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社は、100株をもって株式の1単元とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式及び株主の権利行使に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎年3月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を使用することができる。

②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法及び累積投票の排除)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長、取締役副会長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、取締役会長が置かれているときは取締役会長が招集し、議長となる。

②取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が取締役会を招集し、議長となり、取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

第 27 条 取締役会は、その決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 当会社は、常勤の監査役 1 名以上を置く。

②監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当をおこなう。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2023年3月変更)